

佐賀県告示第 77 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成 25 年 3 月 15 日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

広江加入区、久保田町加入区、福富町加入区、太良加入区、浜崎加入区、唐津市加入区、屋形石加入区、加部島加入区、外津加入区、高串加入区、大浦浜加入区